

○太宰府市中央公民館（令和元年10月1日以降）

中央公民館基本使用料

（単位 円）

時間区分		午前	午後	夜間	午前か ら午後	午後か ら夜間	全日	冷暖房料 （1時間 当たり）
施設区分		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00	
（研修棟）								
研修室 1		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
" 2		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
" 3		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
会議室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
和室	うめ	880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
	くす	550	770	1,100	1,320	1,650	2,200	220
	全室	1,100	1,650	1,760	2,750	3,300	3,850	440
児童室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
実習室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
視聴覚室		1,100	1,650	1,760	2,750	3,300	3,850	440
多目的ホール		2,200	3,300	3,520	5,500	6,600	7,700	880
（ホール棟）								
ホー ル	火曜～ 金曜	6,600	8,800	11,000	15,400	19,800	23,100	冷房 6,600
	土・日・ 祝	8,800	11,000	13,200	19,800	24,200	29,700	暖房 5,500
	火曜～ 金曜	3,300	4,400	6,600	7,700	11,000	13,200	
舞台	土・日・ 祝	4,400	5,500	7,700	9,900	13,200	16,500	

楽屋	1 (和室)	550	770	1,100	1,320	1,650	2,200	220
	2 (和室)	330	550	880	880	1,100	1,650	110
	3 (洋室)	550	770	1,100	1,320	1,650	2,200	220
リハーサル室		1,100	1,650	2,200	2,750	3,300	4,400	440

備考

- 1 使用料及び冷暖房料の額は、消費税等を含むものとする。また、算出した使用料の額に、10円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。
- 2 基本使用料の使用時間及び使用料は、1区分に満たない場合も当該時間区分の時間及び使用料とする。ただし、午前の場合に1時間半以内の使用並びに午後及び夜間の場合に2時間以内の使用は半額とし、許可時間を超過した場合は、この項前段を適用する。
- 3 1時間未満の端数時間については、1時間とみなす。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 超過使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 超過時間1時間につきこの表に定める時間区分(超えた時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分)による基本使用料の100分の30
 - (2) 午後10時以降翌日の午前9時までは、1時間につき時間区分「夜間」の欄に規定する額の100分の100
- 6 児童室を託児に使用する場合は、無料とする。

附属設備等使用料

(単位 円)

区分	器具名	単位	使用料
舞台設備	所作台	1 台	330
	仮設花道	1 式	3,300
	化粧かまち	1 台	220
	平台	1 台	160
	開足	1 台	50
	箱足	1 台	50
	上敷	1 枚	220
	毛せん	1 枚	330
	地がすり	1 枚	1,100
	長布団	1 枚	110
	金屏風	1 双	880
	松羽目	1 枚	1,100
	竹羽目	1 枚	1,100
	花道鳥屋囲及花道揚幕	1 式	1,100
	ひな段けこみ	1 式	330
	振り落とし装置	1 式	550
	浅黄幕	1 枚	1,100
	紅白幕	1 枚	1,100
	大太鼓	1 台	1,100
	音響反射板	1 式	11,000
スクリーン	1 式	2,200	
ピアノ	1 台	4,400	
照明設備	第一ボーダーライト	1 列	1,100
	第二ボーダーライト	1 列	1,100
	サスペンションライト	1 台	270
	フットライト	1 列	1,100

	1 Kハロゲンピンカッタースポットライト	1 台	220	
	フットスポットライト	1 台	160	
	花道フットライト	1 列	880	
	アッパーホリゾンライト	1 列	2,200	
	ロアーホリゾンライト	1 列	1,100	
	トーマタルライト	1 台	270	
	フロントサイドスポットライト	1 台	270	
	シーリングスポットライト	1 台	270	
	センターフォロースポットライト	1 台	2,200	
	ステージスポットライト	1 台	270	
	ステージスタンド	1 本	110	
	プロゼクタースポットライト	1 台	220	
	エフェクトマシン	1 式	550	
	ミラーボール	1 台	550	
	芯なしマシン	1 台	550	
	リップルマシン	1 台	550	
	先玉	1 台	220	
音響設備	袖卓	1 台	1,650	
	ハネ返りスピーカー	1 組	330	
	エコーマシン	1 台	550	
	三点吊マイクロホン装置	1 基	1,100	
映写機等	映写機（固定）	1 台	3,300	
	映写機（移動）	1 式	1,100	
	スライドプロゼクター	1 台	1,100	
	オーバーヘッドプロゼクター	1 式	550	
その他	持込電器器具	500W以下	1 台	220
		1 kW未満	1 台	270

		1 kW以上	1 台	440
--	--	--------	-----	-----

備考

- 1 使用料の額には、消費税等を含むものとする。また、算出した使用料の額に、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 各使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とした使用料とする。
- 3 午前9時から午後5時まで及び午後1時から午後10時までの使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の100分の200、午前9時から午後10時までの使用料については、前項の1回とした使用料の100分の300とする。
- 4 この表に掲げるもの以外の消耗品等を使用したときは、その実費を徴収する。